

令和8年度 うるま市営住宅入居者募集

空家待ち募集のしおり

申込受付期間 令和8年10月1日（木）～10月16日（金）
午前9時～午後4時（土日・祝日除く）

抽 選 日 令和8年12月11日（金）
午後1時30分 最優遇・具志川地区
午後2時30分 与勝・石川地区

抽 選 会 場 うるま市役所（西棟 3階 第一会議室）

感染症予防の観点から、
原則郵送での書類提出にご協力をお願いします。

よくお読みください

- 空き家待ち募集とは、これから発生する空き家に対する入居希望者を募集し、抽選で待ち順位を決めて、空き家発生後に入居の案内をすることです。
- 今回実施する空き家待ち入居者の募集は令和9年4月1日から令和10年3月31日の期間に空家が発生した場合を対象としております。
- 市営住宅の申込資格については、収入基準をはじめいろいろな制限があります。お申込みをされる場合は、この「しおり」を最後までよく読んでお申込みください。
- お申込み、お問い合わせ及び提出先

うるま市営住宅指定管理者 株式会社レキオス 公営住宅課
〒904-0203
嘉手納町嘉手納56-1 クレストビル1階
電話：098-943-0309

よくお読みください

◆市営住宅空家待ち入居者募集について

空家待ち募集は、うるま市営住宅を対象にこれから発生する空家を見込んで募集を行うものです。

応募者の中から抽選で空家待ち順位を決め、空家が発生した際に順位に従って入居することになります。

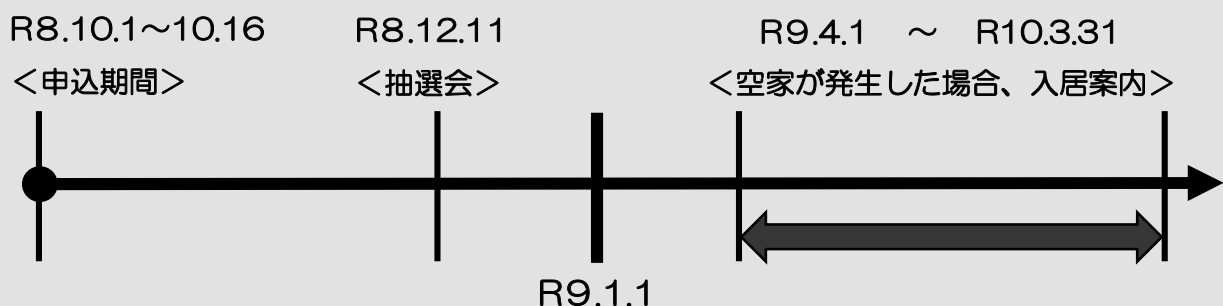
抽選会で当選されても、空家待ちの有効期限内にご希望の部屋に空きが発生しない場合は、入居できませんのであらかじめご了承ください。

入居案内の際には、必要書類を提出いただき、資格審査後に入居可能となります。審査時点で入居資格を満たしていない場合には入居できませんのでご了承ください。

※当選は入居を確約するものではありません。

今回の応募に対する当選の有効期限は
令和9年4月1日～令和10年3月31日までです。

【募集から入居までの流れ】



目 次

・ 申込みから入居までの流れ	1
・ 申込み資格	2
・ 優遇申込者・最優遇申込者とは	3
・ 優遇申込者の分類	4
・ 最優遇申込者について	5
・ 最優遇申込者の「収入月額が0円」について	6・7
・ 申込み案内	8
・ 抽選会及び選考	9
・ 申込み及び入居時の注意	10～12
・ 月収額の計算方法	13～18
・ 空家待ち募集団地一覧表	19・20
・ 市営住宅の案内図	21・22
・ 応募方法について	23
・ 申込書のマイナンバー利用について	24・25
・ 市営住宅入居申込書の記入例	26・27

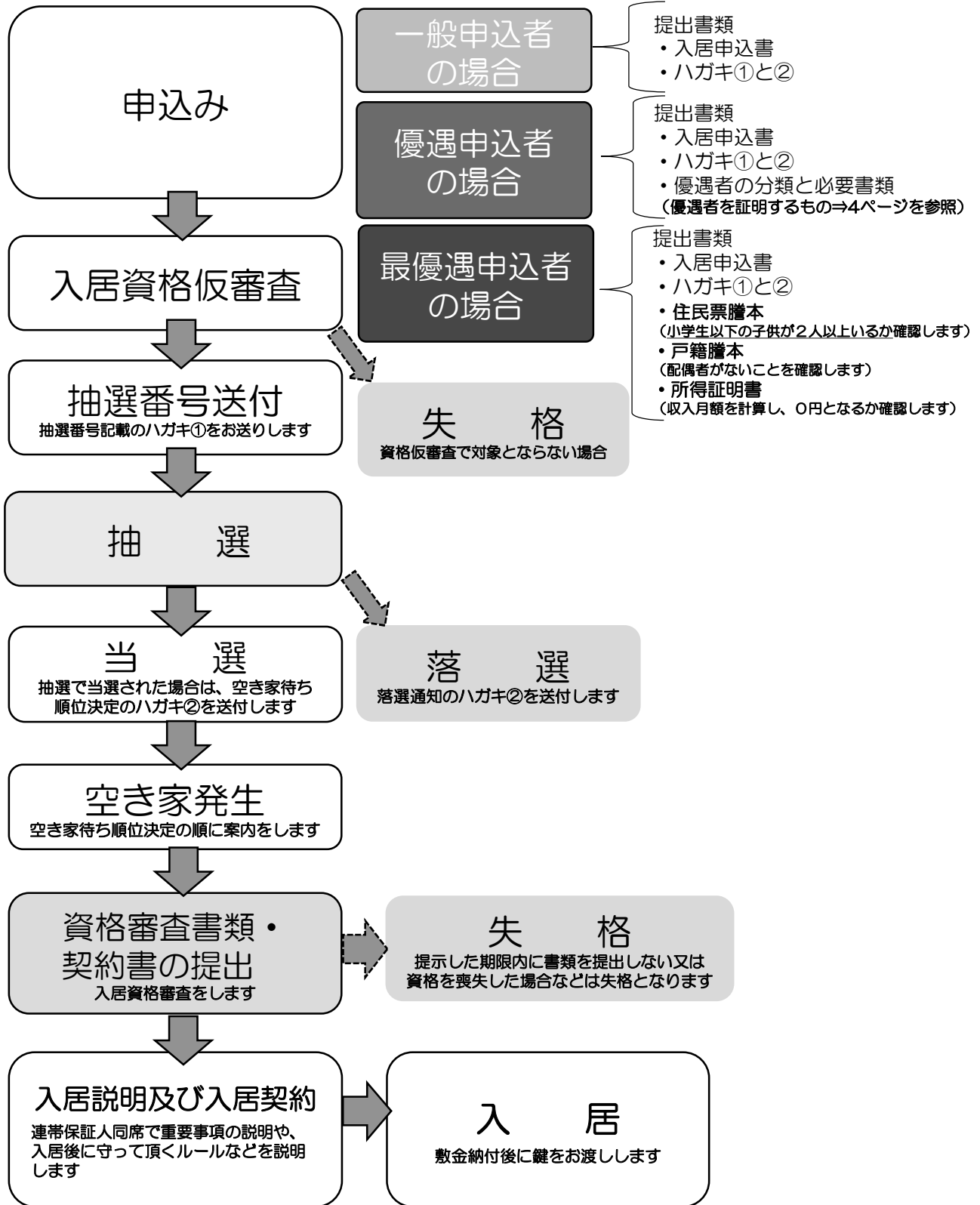
添 付

市営住宅入居申込書

ハガキ① 抽選番号のお知らせ

ハガキ② 抽選結果のお知らせ

申込みから入居までの流れ



申込み資格

申込みができる条件は、下記の1から10までを満たす方となります。

1	現に同居している親族がいること。（婚姻予約者を含む） 単身入居（別居を除く）（注意①）の場合は、対象物件に限り申込可能です。
2	月収額が次の基準内であること。 (イ)一般世帯 158,000円以下（計算後の所得月収額） (ロ)裁量階層世帯（注意②） 214,000円以下（計算後の所得月収額） 【改良住宅（安慶名団地・石川中央団地）】 (イ)一般世帯 114,000円以下（計算後の所得月収額） (ロ)裁量階層世帯（注意②） 139,000円以下（計算後の所得月収額）
3	現に生活に困窮している世帯であること。
4	原則として入居予定者全員が持ち家を有していないこと。
5	申込み時からうるま市に住民票があり、引き続きうるま市に住所を有する者であること。
6	市税、健康保険税等及びうるま市への滞納がないこと。
7	本人及び同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
8	入居契約に必要な連帯保証人を立てることが出来ること。（立てることができない場合は相談可。）
9	敷金及び、家賃等の支払いができるものであること。
10	団地の他の住人と協力し、団地の運営に協力できること。

注意① 単身入居（別居中を除く）について

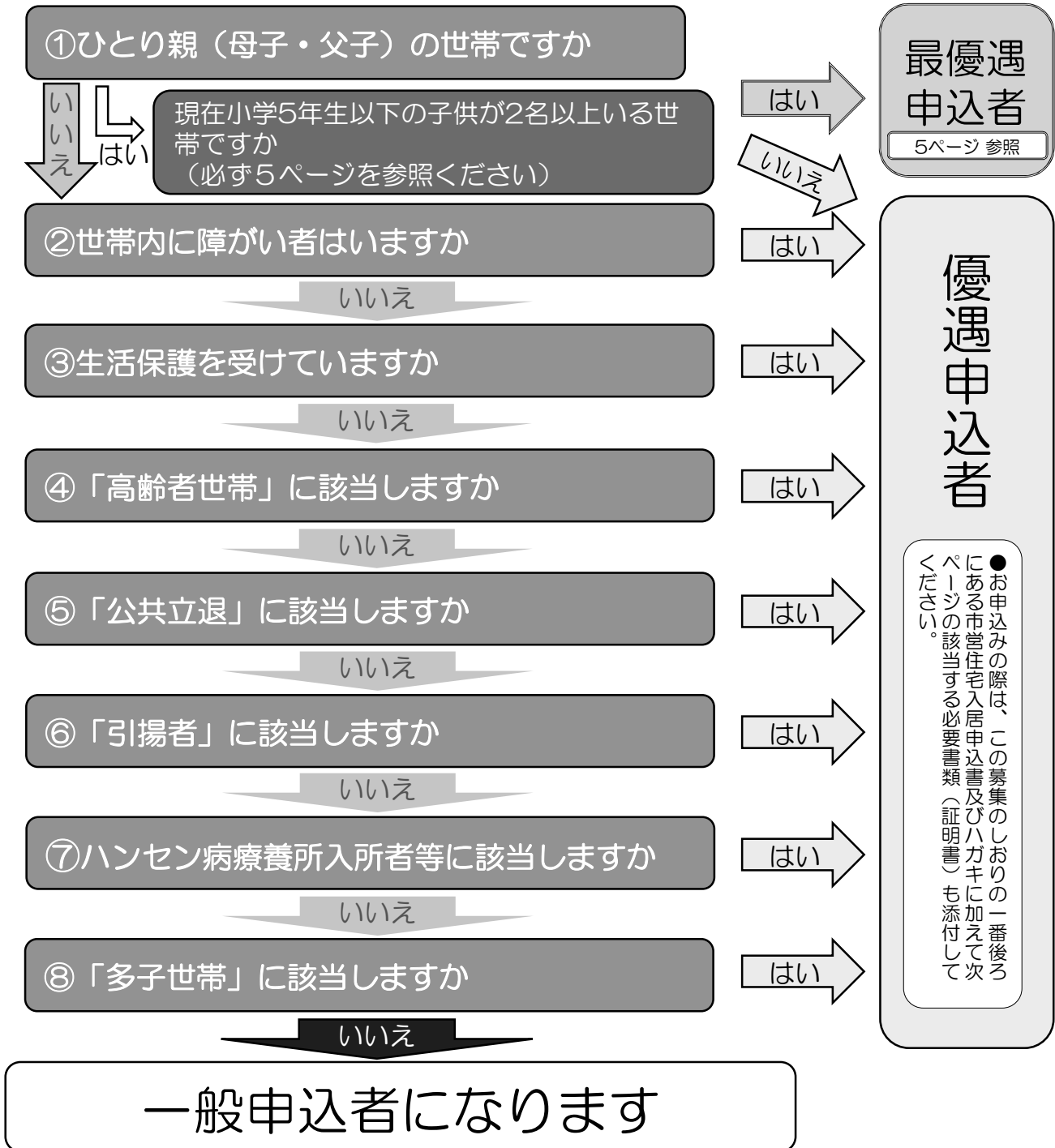
- ◆対象物件：19ページの募集团地一覧表で単身に○印されている団地
- ◆資格：60歳以上の方*1、障がい者*2、DV被害者*3、生活保護受給者、ハンセン病療養所入所者等（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが出来ず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）
- *1 令和8年4月1日時点で60歳以上に達している方
- *2 単身入居応募可能な障がいの等級については、下記の等級程度のものとします。
▶身体障がい1～4級 ▶精神障がい1～3級 ▶知的障がいA1～B2
※ただし、精神障がい3級、知的障がいB2は、「一般申込み」となります。
- *3 「発行から5年以内」の証明書が必要です。5年を超えたものは受付できません。

注意② 裁量階層世帯（高齢者・障がい者・未就学）とは

- ◆全員が年齢60歳以上の世帯
- ◆入居者が年齢60歳以上の者で同居者が18歳未満の者の世帯
- ◆ハンセン病療養所入所者等
- ◆入居者又は同居者に戦傷病者のいる世帯
- ◆入居者又は同居者に原爆被害者のいる世帯
- ◆入居者又は同居者に海外引揚者のいる世帯
- ◆入居者又は同居者に下記等級のいる世帯
 - ・身体障がい者（1～4級）
 - ・精神障がい者（1～2級）
 - ・知的障がい者（A1～B1）

優遇申込者・最優遇申込者とは

- ・「優遇申込者」、「最優遇申込者」に該当するかどうかは下記表をご確認ください。
- ・「優遇申込者」とは、下記表①～⑧いずれかに当てはまる方です。
抽選時に「抽選番号を2個付与」されますので当選確率が上がります。①～⑧の内容については次ページをご確認ください。
- ・「最優遇申込者」とは、ひとり親の子育て世帯です。詳しくは5ページをご確認ください。



優遇申込者の分類

※下記で規定のある年齢の基準日は令和9年4月1日です。
 ※提出書類は、原則として発行から3か月以内のものを添付してください。

分 類	必要書類	摘 要
①ひとり親（母子・父子）世帯とは （20歳未満の子を扶養している者の世帯） ア. 配偶者と死別、又は離婚して再婚していない者 イ. 非婚世帯 ウ. DV（ドメスティックバイオレンス）被害者	ア. イ. 戸籍謄本 （配偶者がいないことを確認 します） ウ. 裁判所発行の「保護 命令」又は女性相談所発 行の「一時保護」のいず れも5年以内の証明書	ア. イ. 世帯に 20歳以上の子、 または親や兄弟 等がいると対象 になりません ウ. 「相談」の 証明書は不可
②障がい者とは ア. 身体障がい者（1～4級） イ. 精神障がい者（1～2級） ウ. 重度又は中度の知的障がい者（A1～B1級） エ. 戦傷病者（手帳保持者）	障がい者手帳の写し （氏名、等級の確認がと れるように）	左記ア～エ以外は 一般申込者扱いに なります
③生活保護世帯とは 生活保護を受けている世帯	生活保護受給証明書	うるま市役所の 保護課から取得 します
④高齢者世帯とは ア. 申込者全員が60歳以上の世帯 イ. 60歳以上の者とその配偶者の世帯 ウ. 60歳以上の者と18歳未満の児童のみの世帯	住民票謄本 （60歳以上、18歳未満 であることを確認します）	うるま市役所の 市民課から取得 します
⑤公共立退きとは 土地区画整理事業、土地収用事業等の公共工事に 伴い、住宅を立退きする者の世帯	公共立退証明書 （ただし、申込み後にア パート等に移転した場合は 失格となります）	
⑥引揚者とは 海外引揚者で、引揚から5年を経過していない者 の世帯	海外引揚証明書 （引揚から5年を超えて いないか確認します）	沖縄県援護課か ら取得します
⑦ハンセン病療養所入所者とは 「らい予防法の廃止に関する法律」より「らい予 防法」の廃止（平成8年3月31日）までの間に、 国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定め るハンセン病療養所に入所していた者であって、 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給 等に関する法律」の施行の日（平成13年6月22 日）において生存しているもの	国立ハンセン病療養所等 の長の証明書 （入所者等であったか確認 します）	
⑧多子世帯とは 現に同居している世帯で18歳未満の子が3人以上いる世帯	住民票謄本（子供が3人 以上で全て18歳未満で あるか確認します）	うるま市役所の 市民課から取得 します

最優遇申込者について

最優遇申込者とは、市の政策上、子供の貧困問題への対策として平成29年度より新たに採用した選定方法です。

子育て世帯、とりわけひとり親で未成年の幼児、児童が複数いる世帯に対し、市営住宅に優先入居させることで生活を安定させ、健全な子供の育成に資することを目的としています。

申込できる対象者の条件 ※下記①から④すべてに該当する世帯

- ①ひとり親世帯（4ページ参照）で、現在小学5年生以下の子供が2名以上いる世帯
- ②申し込みの時点で所得証明書を提出できる方で、控除後の収入月額（月収額）が0円となる世帯 ※6～7ページを参照し月収額を算出ください
- ③生活保護受給者ではないこと（生活保護は住宅扶助があるため）
- ④従来の申込み資格（2ページ参照）を有すること

提出書類

申込書及びハガキ①②のほか下記の書類を提出してください

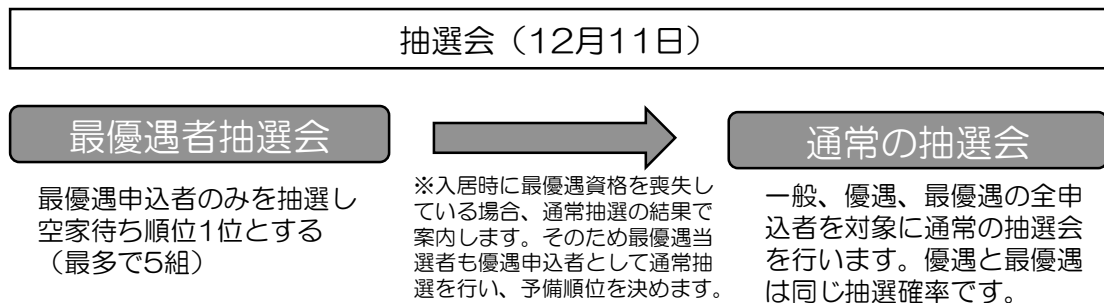
- ・所得証明書
- ・戸籍謄本（ひとり親を示す、子供を示す）
- ・住民票謄本（子供の年齢を示す）

抽選方法

抽選会で、最優遇申込者の資格者のみを対象とした抽選を行います。最多で5組を抽選し、空家待ち順位1位を決定しますが、同じ団地からの最優遇当選者は1組のみとなります。

希望団地で既に最優遇申込者が決まった場合は、2位とはならず、通常の抽選（優遇申込者）となります。同じく、抽選にもれた方は通常の抽選（優遇申込者）となります。

なお、最優遇申込者に決定した5組についても通常の抽選（優遇申込者）を行います。（※下記注意事項）



注意事項

- ・この抽選は、あくまで令和8年度に空き家となった部屋の入居順位を決めるためのものです。
- ・入居可能となった際に、上記の条件を満たさない場合は、本制度の趣旨に沿わないため通常抽選（優遇申込者）の入居順位が適用されます。
（例：生活保護受給開始や所得が0円ではなくなったなど）

最優遇申込者の「収入月額が0円」について（控除計算）

最優遇申込者の控除は太線枠内となります。

控除の種類	内容	控除額
基本的控除	1. 同居親族	本人以外の同居者 38万円×（ ）人
	2. 別居扶養親族	所得税法の控除を受けている扶養親族 38万円×（——）人
	3. 給与所得者	上限 10万円×（ ）人 所得金額が10万円未満の場合は当該所得金額
	4. 公的年金等所得者	
その他の控除	5. 老人扶養親族	控除対象配偶者および扶養親族のうち70歳以上の方 （合計所得金額が48万円以下の方） 40万円×（——）人
	6. 特定扶養親族	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の方 （合計所得金額が48万円以下の方） 25万円×（ ）人
	7. ひとり親	本人または同居者のうち、次の①・②・③すべての要件を満たす方 ①婚姻をしていない、または配偶者と離婚・死別・生死不明でその後、婚姻または事実婚状態にない方 ②生計を一にする子（合計所得金額が48万円以下で、かつ他者の扶養親族になっていない）がいること ③合計所得金額が500万円以下の方 上限 35万円 所得金額から「3.給与所得者」、「4.公的年金等所得者」の控除を差し引き後、残額が35万円未満の場合は当該残額
	8. 寡婦	本人または同居者のうち、上記ひとり親に該当せず、事実婚状態にない方で、次の①・②いずれかの要件を満たす方 ①夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族があり、合計所得金額が500万円以下の方 ②夫と死別後婚姻していない方、または夫の生死が不明な方で、合計所得金額が500万円以下の方 上限 27万円 所得金額から「3.給与所得者」、「4.公的年金等所得者」の控除を差し引き後、残額が27万円未満の場合は当該残額
	9. 障がい者	本人、配偶者、扶養親族および同居親族の中で障がい者手帳などの交付を受けている方 身体：3級以下、 精神：2級以下、 療育手帳：B1以下 27万円×（ ）人
	10. 特別障がい者	本人、配偶者、扶養親族および同居親族の中で障がいのある方（重度の障がい者） 身体：1・2級、 精神：1級、 療育手帳：A1・A2 40万円×（ ）人

※胎児は同居、扶養控除の対象になりません。

収入月額が0円となる世帯かを計算するため、まず控除額を計算します。（下記例1を参照）

例1：母（父）親・小学生2人・高校生1人の世帯の控除			※給与所得者または公的年金等所得者の場合は、さらに10万円を加算。所得金額が10万円未満の場合は当該所得金額。（上の表3.と4.をご参照ください。）
同居親族控除	1,140,000	円（380,000円×3人）	
特定扶養親族控除	250,000	円	
ひとり親控除	+ 350,000	円	
控除合計金額	1,740,000	円	

最優遇申込者の「収入月額が0円」について（所得計算）

市県民税所得証明書（個人）

住所 氏名 生年月日 性別

年度	税目	課税標準額	所得割	市県民税所得割	均等割	年税額
令和 年度	市県民税	総合所得				

令和 元年分 合計所得金額 ¥0

令和 元年分 所得の内訳

種類	金額
収入	¥0
給与内専従所得	¥0
公的年金収入（年金）	¥0
※以下空白※	

※1 「令和8年度」のもの

所得控除の内訳

控除の種類	金額
配偶者控除	¥0
扶養控除	¥0
基礎控除	¥330,000
所得控除合計	¥330,000

※2 年間所得金額

上記のとおり相違ないことを証明します。
令和 年 月 日

沖縄県うるま市長 中村正人

※市長印は黒色の電子公印を使用しています

最優遇申込者の令和8年度（※1）の「市県民税（所得）証明書」を取得し、年間所得金額を確認します。

・年間総所得金額（※2）

円

最優遇申込者の「収入月額が0円」について（まとめ）

控除合計金額が年間総所得金額を上回る場合は、「収入月額が0円」となります。

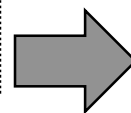
・控除合計金額

円

≥

・年間総所得金額

円



「収入月額が0円」

※注意

上記最優遇申込者の収入月額の計算方法は、ほんの一例です。最優遇申込を希望する方は、表紙の問い合わせ先までご連絡ください。

申込み案内

今回の空家待ち募集については、令和9年4月1日～令和10年3月31日までの期間の空家待ち入居順位を決める募集となります。

1. 申込書配布期間と配布時間

令和8年10月1日（木曜日）～令和8年10月16日（金曜日）
午前9時～午後4時 ※土日祝日を除く

2. 申込期間

令和8年10月1日（木曜日）～令和8年10月16日（金曜日）
※10月16日付消印有効

3. 申込方法と郵送先

最終ページの「入居申込書」及びハガキ①と②の2枚に必要事項を正確に記入しハガキ2枚に85円切手をそれぞれ貼り、必ず封筒に入れて、原則郵送での提出をお願いします。

※締切日の消印有効。封筒の裏には住所氏名を必ず記入すること

※郵便料金の不足がないよう、封筒の大きさや重さを確認して切手を貼ってください。

※郵便料金の不足等があれば受付できませんので、ご注意ください

※切手の貼っていないもの、不足しているもの又は住所氏名等の記入漏れ、記入誤り等がある場合は、抽選番号等の通知が出来ず、失格となりますのでご注意ください。

※ハガキの住所は、確実に届く住所を記入してください。あて先不明等で返送された場合等は失格となります。

郵送先 〒904-0203

嘉手納町嘉手納56-1 クレストビル1階 株式会社レキオス公営住宅課

※特定記録または速達をお勧めします。

4. 最優遇申込者、優遇申込者に該当する人は、それぞれ証明書の添付が必要です。 最優遇申込者は5ページ、優遇申込者は4ページをご確認ください。

前年度の市営住宅の『空家待ち待機者』の皆様へ

前年度の空家待ち応募で当選された方の有効期限は、
令和9年3月31日までです。

まだ入居案内がない方は、今回の募集に再度応募する事をおすすめします。

抽選会及び選考について

【抽選の会場と日時】

日 時 令和8年12月11日（金）

午後1時30分～ 最優遇申込者の抽選

午後1時45分～

抽選団地：安慶名団地、金座団地、長田団地、塩屋団地、豊原団地

午後2時30分～

抽選団地：与勝団地、平安座団地、伊計団地、石川中央団地、石川前原団地
東山団地、東山第2団地、赤崎団地、新開地団地

場 所 うるま市役所 西棟 3階 第一会議室

抽選方法と抽選結果について

- ①申込受付期間終了後、申込みした方全員に抽選番号をお知らせするハガキを送付します。
（失格者を除く）
- ②抽選会には立会人等が同席し、指定管理者（株式会社レキオス）が抽選器で抽選を行います。
- ③抽選会后、当選・落選に関わらず、抽選結果を申し込みした方全員にハガキで通知します。
また、抽選結果はうるま市公式ホームページ及び施設保全課市営住宅係窓口に翌日以降に
掲載予定です。

※電話による抽選結果に関するお問い合わせには、トラブル防止のため、
一切お答えすることができません。

その他注意事項

ご希望の団地に空きがでたら指定管理者から申込者様へ連絡いたします。その後、必要書類を
ご提出いただき、資格審査後に入居可能です。その時点で入居資格を満たしていない方は
入居できませんのでご了承ください。

申込み及び入居時の注意

1. 申込者は世帯主を原則とします。

2. 申込みについて

この「空家待ち募集のしおり」の一番後ろに付いている通知用ハガキ①②に切手が貼っていない場合や「市営住宅入居申込書」の記入漏れがあると受付できません。

また、申込み期限は厳守ください（申込期間は表紙に記載）。

3. 入居資格について

次のような場合は失格となりますのでご注意ください。

- ① 夫婦別居で申込み、または入居の場合。
- ② 空家待ち順位決定の通知を受け、決められた日までに入居の手続きを行わなかった場合。
- ③ 申込みをした家族が、同時に入居できないとき、または入居時に増えている場合（出生は除きます）。
- ④ 申込みは1世帯1口に限ります。夫婦のほか、親族、婚約者同士で、それぞれ別々に申込みをした場合、万一、誤って申込みが受付されても、重複申し込みとみなし、全ての申込みを無効とします。
- ⑤ 申込みをした後に、住所を変更して、これを指定管理者（株式会社レキオス）に連絡しなかった場合。
- ⑥ その他申込みに必要な事項に不備がある場合。
- ⑦ 入居予定者のうち、1人でも持ち家を所有している場合。
- ⑧ 本人または同居者が、暴力団員であることが判明した場合。
- ⑨ 申込み内容が虚偽である場合。
- ⑩ 単身入居申込者が、対象物件以外の団地に申込みした場合。
- ⑪ 優遇申込者で、優遇ではなくなった場合（ひとり親で申し込んだが結婚した等）。

4. 今回の募集は空家待ち募集ですので、当選しても入居できない場合があります。

5. 連帯保証人について

入居契約には県内に在住する連帯保証人が必要です。

※連帯保証人は入居者が滞納した場合、入居者に代わって家賃、駐車場使用料を納入する義務があります。

連帯保証人の条件

- ① 沖縄県内（できるだけ本島）在住の方。
- ② 団地への同居予定者でない方。
- ③ 団地に入居していない方（県営住宅、市外の市町村営住宅も含みます）。
- ④ 現在、公営住宅入居者の保証人でない方（県営住宅、市外の市町村住宅も含みます）。
- ⑤ 収入が年金のみでない方、及び生活保護費を受給していない方。
- ⑥ 現在の職場で年収が200万円以上ある方。自営業の場合は所得が130万円以上の方。
※源泉徴収票又は、市町村発行の所得証明書が必要です。
（直近年度のもので交付から3ヶ月以内のもの）
- ⑦ 年齢が60歳未満の親族で、できるだけ3親等以内の方。
- ⑧ 市税の滞納がない方。

連帯保証人は入居者（家賃滞納者）と同じくらい、支払い義務があるとみなされます。たとえば、滞納が発生し入居者が払える場合でも、うるま市から直接連帯保証人へ請求することができます。滞納すると連帯保証人に大きな迷惑をかけることとなりますので滞納しないようにしましょう。

申込み及び入居時の注意（続き）

6. 敷金は、家賃月額額の3ヶ月分相当額を入居手続きの際に、納入していただきます。退去時には修繕費等の入居者負担分を控除した後に残額を還付いたします。
7. 家賃・駐車場使用料の納付期限は、毎月末日です。
口座振替の場合は、毎月10日の引落としです。
住宅使用料等の口座振替を推進していますので、入居契約の際には口座振替の手続きをお願いいたします。
なお、家賃・駐車場使用料を滞納した場合は、連帯保証人に通知するとともに必要な処分を行います。家賃3ヶ月以上滞納されたときは住宅の明渡しを請求いたします。
8. 万が一滞納に陥った場合、納付者との均衡をはかる為、滞納整理を行いますが、その際必要な書類の調査（入居者並びに連帯保証人）に関し、契約時に同意することを了承していただきます。
9. 家賃は、入居者からの収入申告（毎年7月）に基づき、その収入等に応じて見直しされます。
10. 市営住宅内で、犬、猫、鳩、鶏等の動物を飼うことは禁止です。
一時的な預かりや餌付けも禁じられています。
（身体障がい者補助犬除く）
11. 入居後は、団地の自治会に加入し、他の入居者や管理人と共に市営住宅の清掃や保全に協力していただきます。また、入居後には別途共益費が発生します。
12. 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはいけません。
（迷惑行為の禁止）
13. 家賃、共益費等の滞納がある場合は、修繕の対応や諸証明の発行をお断りする場合があります。
14. 一度、申込みした団地および間取りは変更できません。
15. 提出された書類は一切お返しできません。
16. 公営住宅に現在住んでいる方が、他の公営住宅へ住み替えるための申込みは原則として受付できません。（公営住宅とは、県営住宅、市町村営住宅をいう）
17. 上記10～12について、指導等に従わない場合は、退去していただく場合があります。

申込み及び入居時の注意（続き）

○ 駐車場について

※入居時に車両をお持ちの方はご相談ください。駐車場使用申請が必要です。
（駐車場整備されていない団地を除く）

※使用できるのは原則として各世帯1台です。

※駐車場使用料は毎月1,500円です。

※駐車場整備されていない団地についても、整備次第、使用料を徴収する予定です。

○ 共益費について

※家賃のほかに、毎月共益費の納付が必要です。

退去時には共益費の完納証明書の提出が必要になります。**必ず納めてください。**

※共益費は下記のような団地内の維持管理に使用されます。

- ①電気料（共用部分の電灯、エレベーターや浄化槽、高架水槽の動力）
- ②水道料（居室以外の水道料）
- ③施設の維持（全体清掃費、共同アンテナ管理、共同排水管清掃）
- ④各施設の運転及び保全費用（エレベーター、給水ポンプ等）

月収額の計算方法

入居の収入基準内かどうかの判断及び家賃の算定のために次の方法で計算します。

1. 「収入」とは、ここでは税込総支給額のことをいい、「所得」とは、一定の計算方法で算出した金額をいいます。
 - (1) 入居する家族（婚約者を含む）に所得のある方が2人以上いる場合は、それぞれ所得を計算して、それを合算して世帯の所得を出します。
 - (2) 申込み締切日後の出生者は、月収額計算の「親族控除」の対象にはなりません。
 - (3) 国民年金、厚生年金、恩給、各種共済年金の収入は、月収額計算では給与収入として扱います。
 - (4) 所得税法による課税対象とならない次のような収入は、月収額計算の対象にはなりません。
 - ・生活保護の生活扶助、雇用保険、労災保険、休業補償、仕送り、遺族年金、障がい年金等
2. 給与所得の場合
「計算した月収額」とは、次に示す計算方法により、計算した額です。

年間総収入（賞与・諸手当を含む税込みの収入）計算	
就職（勤務）の時期等	年間総収入の計算方法
申込み日現在の勤務先に前年の1月1日以前から引き続き勤務している者	前年の年間総収入金額（市町村発行の所得証明書）
申込み日現在の勤務先に前年に中途就職し、現在まで12ヶ月以上勤務している者	勤務した翌月から12ヶ月の年間総収入金額
申込み日現在の勤務先に前年に中途就職し、現在まで12ヶ月に満たない期間勤務している者	勤務した翌月から、申込み日の前月までの総収入金額をもとに 計算した年間推定総収入金額 $\frac{\text{収入証明書記載の総収入金額} - \text{賞与額}}{\text{収入証明書記載の勤務月数}} \times 12 + \text{賞与額}$

3. 事業所得の場合

年間総所得計算	
事業の開始時期等	年間総所得の計算方法
申込み日現在で事業を前年の1月1日以前から引き続き行っている者	（市町村発行の）所得証明書
申込み日現在で事業を前年中途で開始し、現在まで12ヶ月以上行っている者	事業を開始した翌月から12ヶ月間の年間総所得金額 （年間の収入 - 年間の支出 = 年間の所得）
申込み日現在で事業を前年・今年に中途で開始し、現在まで12ヶ月に満たない者	事業を開始した翌月から、申込み日の前月までの収入と支出を もとに下記の計算による年間推定総所得金額 $\frac{\text{総収入金額} - \text{総支出金額}}{\text{事業を始めた翌月から申込み日の前月までの月数}} \times 12$

月収額の計算方法（続き）

4. 老齢年金、普通恩給については、次の計算方法により年間所得金額を算出してください。

年間総収入金額の区分		年間総所得金額の算定
65歳以上の方	1,100,000円まで	0円
	1,100,001円から 3,299,999円まで	(年金額) - 1,100,000円
	3,300,000円から 4,099,999円まで	(年金額) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	(年金額) × 0.85 - 685,000円
65歳未満の方	600,000円まで	0円
	600,001円から 1,299,999円まで	(年金額) - 600,000円
	1,300,000円から 4,099,999円まで	(年金額) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	(年金額) × 0.85 - 685,000円

収入基準早見表

単位: 円

年間総収入金額（世帯で目安の金額）						収入基準額 （月 額）
現に入居している親族（本人を除く）及び遠隔地扶養親族※給与所得の場合						
0人	1人	2人	3人	4人	5人	
2,043,999 以下	2,583,999 以下	3,127,999 以下	3,663,999 以下	4,135,999 以下	4,611,999 以下	104,000円以下
2,044,000 ～	2,584,000 ～	3,128,000 ～	3,664,000 ～	4,136,000 ～	4,612,000 ～	104,000円越え 123,000円以下
2,367,999	2,911,999	3,451,999	3,947,999	4,423,999	4,895,999	
2,368,000 ～	2,912,000 ～	3,452,000 ～	3,948,000 ～	4,424,000 ～	4,896,000 ～	123,000円越え 139,000円以下
2,643,999	3,183,999	3,711,999	4,187,999	4,663,999	5,135,999	
2,644,000 ～	3,184,000 ～	3,712,000 ～	4,188,000 ～	4,664,000 ～	5,136,000 ～	139,000円越え 158,000円以下
2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999	5,423,999	
2,968,000 ～	3,512,000 ～	3,996,000 ～	4,472,000 ～	4,948,000 ～	5,424,000 ～	158,000円越え 186,000円以下
3,447,999	3,943,999	4,415,999	4,891,999	5,367,999	5,843,999	
3,448,000 ～	3,944,000 ～	4,416,000 ～	4,892,000 ～	5,368,000 ～	5,844,000 ～	186,000円越え 214,000円以下
3,887,999	4,363,999	4,835,999	5,311,999	5,787,999	6,263,999	
年間総所得金額（世帯で目安の金額）						収入基準額 （月 額）
現に同居している親族（本人を除く）及び遠隔地扶養親族※事業・給与所得以外の場合						
0人	1人	2人	3人	4人	5人	
1,248,000 以下	1,628,000 以下	2,008,000 以下	2,388,000 以下	2,768,000 以下	3,148,000 以下	104,000円以下
1,248,001 ～	1,628,001 ～	2,008,001 ～	2,388,001 ～	2,768,001 ～	3,148,001 ～	104,000円越え 123,000円以下
1,476,000	1,856,000	2,236,000	2,616,000	2,996,000	3,376,000	
1,476,001 ～	1,856,001 ～	2,236,001 ～	2,616,001 ～	2,996,001 ～	3,376,001 ～	123,000円越え 139,000円以下
1,668,000	2,048,000	2,428,000	2,808,000	3,188,000	3,568,000	
1,668,001 ～	2,048,001 ～	2,428,001 ～	2,808,001 ～	3,188,001 ～	3,568,001 ～	139,000円越え 158,000円以下
1,896,000	2,276,000	2,656,000	3,036,000	3,416,000	3,796,000	
1,896,001 ～	2,276,001 ～	2,656,001 ～	3,036,001 ～	3,416,001 ～	3,796,001 ～	158,000円越え 186,000円以下
2,232,000	2,612,000	2,992,000	3,372,000	3,752,000	4,132,000	
2,232,001 ～	2,612,001 ～	2,992,001 ～	3,372,001 ～	3,752,001 ～	4,132,001 ～	186,000円越え 214,000円以下
2,568,000	2,948,000	3,328,000	3,708,000	4,088,000	4,468,000	

※所得者が1人の場合で、扶養親族控除だけを対象とし、特別控除は考慮していません。

※胎児は、同居・扶養控除の対象とはなりません。

月収額の計算方法（続き）

5. 給与所得については、次の計算方法により年間所得金額を算出してください。

年間総収入金額	年間総所得金額	
0円 ～ 550,999円	0円	
551,000円 ～ 1,618,999円	年間総収入金額－550,000円	
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円 ～ 1,799,999円	①年間総収入金額÷4 (千円未満の端数を切り捨てた額：a)	②a×2.4+100,000円
1,800,000円 ～ 3,599,999円		②a×2.8－80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円		②a×3.2－440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	年間総収入金額×0.9－1,100,000円	
8,500,000円以上	年間総収入金額－1,950,000円	

例) 年間総収入金額が1,799,999円するとき

①1,799,999円÷4＝449,999（千円未満の端数を切り捨てる）⇒ 449,000円

②449,000円×2.4+100,000円＝1,177,600円 ⇒ 1,177,600円が年間総所得金額となる。

※給与収入のある本人および同居人の所得をひとりずつ計算する。

月収額の計算方法（続き）

6. 年間総所得金額から次の額を控除します。

控除の種類		内容	控除額
基本的控除	1. 同居親族	本人以外の同居者	38万円×（ ）人
	2. 別居扶養親族	所得税法の控除を受けている扶養親族	38万円×（ ）人
	3. 給与所得者	本人または同居者の中で、過去1年間に於いて給与所得または公的年金等に係る雑所得がある方	上限10万円×（ ）人
	4. 公的年金等所得者		所得金額が10万円未満の場合は当該所得金額
その他の控除	5. 老人扶養親族	控除対象配偶者および扶養親族のうち70歳以上の方（合計所得金額が48万円以下の方）	10万円×（ ）人
	6. 特定扶養親族	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の方（合計所得金額が48万円以下の方）	25万円×（ ）人
	7. ひとり親	本人または同居者のうち、次の①・②・③すべての要件を満たす方 ①婚姻をしていない、または配偶者と離婚・死別・生死不明でその後婚姻または事実婚状態にない方 ②生計を一にする子（合計所得金額が48万円以下で、かつ他者の扶養親族になっていない）がいること。 ③合計所得金額が500万円以下の方	上限35万円 所得金額から「3.給与所得者」、「4.公的年金等所得者」の控除を差し引き後、残額が35万円未満の場合は当該残額
	8. 寡婦	本人または同居者のうち、上記ひとり親に該当せず、事実婚状態にない方で、次の①・②いずれかの要件を満たす方 ①夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族があり、合計所得金額が500万円以下の方 ②夫と死別後婚姻していない方、または夫の生死が不明な方で、合計所得金額が500万円以下の方	上限27万円 所得金額から「3.給与所得者」、「4.公的年金等所得者」の控除を差し引き後、残額が27万円未満の場合は当該残額
	9. 障がい者	本人、配偶者、扶養親族および同居親族の中で障がい者手帳などの交付を受けている方 身体：3級以下、 精神：2級以下、 療育手帳：B1以下	27万円×（ ）人
	10. 特別障がい者	本人、配偶者、扶養親族および同居親族の中で障がいのある方（重度の障がい者） 身体：1・2級、 精神：1級、 療育手帳：A1・A2	40万円×（ ）人
※障がい者控除、特別障がい者控除に該当する方は、診断書、手帳の写し、または証明書を添付してください。 ※胎児は同居、扶養控除の対象にはなりません。			（1～10までの控除合計金額）

月収額の計算方法（続き）

＜月収計算例＞ 給与所得者が1人、年金受給者が2人の場合

市営住宅に入居しようとする者	続柄	氏名	年齢	職業または学校名	過去1年の収入額	
	本人	山中 太郎	49	会社員	4,300,000	給与所得者
	妻	山中 フジ子	44	無職	0	
	長男	山中 一郎	17	高校生	0	
	長女	山中 久仁子	15	中学生	0	特別障がい1級
	父	山中 芳雄	70	無職	1,100,000	
	母	山中 一子	64	無職	900,000	

前述した年間総収入金額の計算方法（P15）及び老齢年金等雑所得（P14）の計算表にしたがって「年間総所得金額」を割り出す。

本人/山中太郎

$$4,300,000 \div 4 = 1,075,000 \Rightarrow 1,075,000 \times 3.2 - 440,000 = 3,000,000 \text{ (ア)}$$

父 / 山中芳雄

$$(65 \text{ 才以上の老齢年金収入 } 1,100,000 \text{ までは所得 } 0 \text{ 円}) = 0 \text{ (イ)}$$

母 / 山中一子

$$900,000 - 600,000 = 300,000 \text{ (ウ)}$$

$$\text{年間総所得金額の合計} = \text{(ア)} + \text{(イ)} + \text{(ウ)} = \boxed{3,300,000 \text{ ①}}$$

次に控除額を計算します。

控除の種類		控除額	
基本的控除	1. 同居親族	380,000円×（5）人	1,900,000円 ②
	2. 別居扶養親族		
	3. 給与所得者	上限100,000円×（2）人	（本人） 100,000円 ③ （母） 100,000円 ④
	4. 公的年金等所得者	所得金額が100,000円未満の場合は当該所得金額	（父）芳雄は年金所得0のため当該控除は0
その他の控除	5. 老人扶養親族	100,000円×（1）人	100,000円 ⑤
	6. 特定扶養親族	250,000円×（1）人	250,000円 ⑥
	7. ひとり親	上限 350,000円 所得金額から「3.給与所得者」、「4.公的年金等所得者」の控除を差し引き後、残額が35万円未満の場合は当該残額	該当者なし ⑦
	8. 寡婦	上限 270,000円 所得金額から「3.給与所得者」、「4.公的年金等所得者」の控除を差し引き後、残額が27万円未満の場合は当該残額	該当者なし ⑧
	9. 障がい者	270,000円×（0）人	該当者なし ⑨
	10. 特別障がい者	400,000円×（1）人	400,000円 ⑩
②から⑨までの控除額の合計			2,850,000円 ⑪

$$\left(\boxed{\text{① } 3,300,000 \text{ 円}} - \boxed{\text{⑩ } 2,850,000 \text{ 円}} \right) \div 12 = \boxed{\text{月収額 } 37,500 \text{ 円}}$$

月収額の計算方法（続き）

＜月収計算シート＞ 実際に収入額をあてはめて計算してみましょう

市営住宅に入居しようとする者	続柄	氏名	生年月日	年齢	職業または 学校名	過去1年の 収入額	年間総所得 金額
年間総所得金額の合計							①

次に控除額を計算します。

控除の種類		控除額	
基本的 控除	1. 同居親族	380,000円×（ ）人	②
	2. 別居扶養親族		
	3. 給与所得者	上限100,000円×（ ）人 所得金額が100,000円未満の場合は 当該所得金額	③
	4. 公的年金等所得者		
その他の 控除	5. 老人扶養親族	100,000円×（ ）人	④
	6. 特定扶養親族	250,000円×（ ）人	⑤
	7. ひとり親	上限 350,000円 所得金額から「3.給与所得者」、「4.公的年金等所得者」の控除を差し引き後、残額が35万円未満の場合は 当該残額	⑥
	8. 寡婦	上限 270,000円 所得金額から「3.給与所得者」、「4.公的年金等所得者」の控除を差し引き後、残額が27万円未満の場合は 当該残額	⑦
	9. 障がい者	270,000円×（ ）人	⑧
	10. 特別障がい者	400,000円×（ ）人	⑨
②から⑨までの控除額の合計			⑩

（ ① ） － （ ⑩ ） ÷ 12 = 月収額

空家待ち募集団地一覧表

団地名		棟名	階数	間取り	単身可	車椅子住宅	令和8年度の家賃	建設年度	管理戸数	前年申込者数
長田団地 (ILﾊﾞｰﾀｰ有)	A棟・B棟	4階建	2DK	○			19,500 ～ 29,700	H29 R4	32	43
			2LDK				22,300 ～ 33,900		20	15
			3LDK				26,000 ～ 39,600		20	27
豊原団地	A棟	3階建	3LDK				17,700 ～ 26,400	S61	12	6
塩屋団地	A棟	3階建	3LDK				18,300 ～ 27,300	H2	12	12
	B棟	3階建	3LDK				18,300 ～ 27,300	H2	12	
	C棟	3階建	3LDK				18,300 ～ 27,300	H2	12	
金座団地 (ILﾊﾞｰﾀｰ有)	A棟・B棟	3階建	1LDK	○			16,700 ～ 24,800	H15	6	13
			2DK	○			17,200 ～ 25,700		6	21
			3LDK				24,000 ～ 35,700		36	18
石川前原団地 (ILﾊﾞｰﾀｰ有)	1号棟	4階建	2LDK	○	4戸		20,800 ～ 31,100	H13	14	28
			3LDK		4戸		23,700 ～ 35,300		22	16
新開地団地	1号棟	3階建	3DK				13,700 ～ 20,400	S56	12	0
赤崎団地	1号棟	3階建	3DK				16,900 ～ 25,200	S57	12	0
	2号棟	3階建	3DK				16,900 ～ 25,200	S57	12	
東山団地	1号棟	3階建	3LDK				16,700 ～ 24,900	S60	12	10
	2号棟	3階建	3LDK				16,700 ～ 24,900	S60	12	
	3号棟	3階建	3LDK				17,000 ～ 25,300	S61	12	
	4号棟	3階建	3LDK				17,000 ～ 25,300	S61	12	
	5号棟	3階建	3LDK				17,200 ～ 25,600	S62	12	
	6号棟	3階建	3LDK				17,200 ～ 25,600	S62	12	
	7号棟	3階建	3LDK		4戸		17,500 ～ 26,000	S63	12	
	8号棟	3階建	3LDK				17,700 ～ 26,400	H1	12	
	9号棟	3階建	3LDK				17,700 ～ 26,400	H1	12	
	10号棟	3階建	3LDK				17,900 ～ 26,700	H2	18	
	11号棟	3階建	3LDK				18,200 ～ 27,100	H3	12	
	12号棟	3階建	3LDK				18,200 ～ 27,100	H3	12	
東山第2団地	1号棟	3階建	3LDK				22,700 ～ 33,800	H9	12	1
平安座団地	1号棟	2階建	3LDK				18,600 ～ 27,700	H2	4	1
	2号棟	2階建	3LDK				19,500 ～ 29,000	H5	4	
	3号棟	2階建	3LDK				19,700 ～ 29,400	H8	4	
伊計団地	1号棟	2階建	3LDK				16,500 ～ 24,600	H11	4	0
与勝団地 (ILﾊﾞｰﾀｰ有)	A棟・B棟	3階建	1DK	○			13,500 ～ 20,100	H23	6	12
			2DK	○			17,900 ～ 26,700		12	11
			3LDK				21,600 ～ 32,200		30	7
改良住宅	安慶名団地 (ILﾊﾞｰﾀｰ有)	A棟・5階建 B棟・4階建 C棟・5階建 D棟・5階建	2DK	○			27,000	H16	31	95
			2LDK		2戸		33,400 ～ 35,100	}	54	36
			3LDK		2戸		39,000 ～ 40,700	H20	35	26
	石川中央団地 (ILﾊﾞｰﾀｰ有)	1号棟	9階建	2LDK	○		33,400 ～ 34,900	H15	19	25
				3LDK			37,000 ～ 40,200		21	7

空家待ち募集団地一覧表（続き）

団地所在地

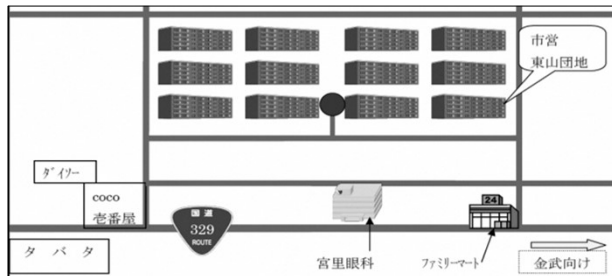
長田団地	・・・字兼箇段1201番地
豊原団地	・・・字豊原445番地1
塩屋団地	・・・字塩屋231番地
金座団地	・・・字田場1296番地1
安慶名団地A棟	・・・安慶名一丁目8番44号
安慶名団地B棟	・・・安慶名一丁目8番38号
安慶名団地C棟	・・・安慶名一丁目8番21号
安慶名団地D棟	・・・安慶名一丁目8番1号
平安座団地	・・・与那城平安座8147番地
伊計団地	・・・与那城伊計187番地
与勝団地A棟	・・・与那城饒辺727番地33
与勝団地B棟	・・・勝連平敷屋4217番地
石川前原団地	・・・石川伊波915番地1
新開地団地	・・・石川東山本町一丁目17番5号
赤崎団地1号棟	・・・石川赤崎二丁目17番1号
赤崎団地2号棟	・・・石川赤崎二丁目17番2号
東山団地	・・・石川東山一丁目2番地
東山第2団地	・・・石川東山二丁目6番地3
石川中央団地	・・・石川二丁目1番7号

団地別学校区

団地名	小学校	中学校
長田団地	兼原小学校	具志川中学校
豊原団地	高江洲小学校	高江洲中学校
塩屋団地	高江洲小学校	高江洲中学校
金座団地	田場小学校	具志川東中学校
安慶名団地	あげな小学校	あげな中学校
平安座団地	彩橋小中学校	彩橋小中学校
伊計団地	彩橋小中学校	彩橋小中学校
与勝団地	平敷屋小学校	与勝第二中学校
石川前原団地	伊波小学校	伊波中学校
新開地団地	宮森小学校	石川中学校
赤崎団地	宮森小学校	石川中学校
東山団地	宮森小学校	石川中学校
東山第2団地	宮森小学校	石川中学校
石川中央団地	城前小学校	石川中学校

市営住宅の案内図

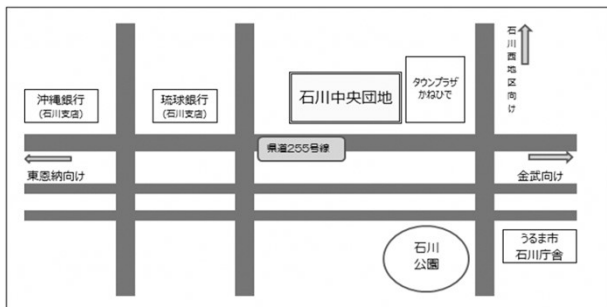
東山団地



東山第2団地



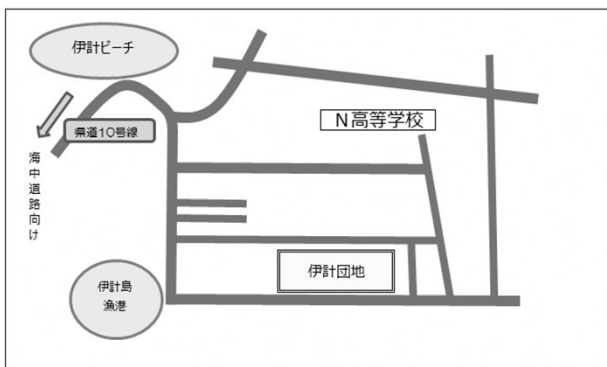
石川中央団地



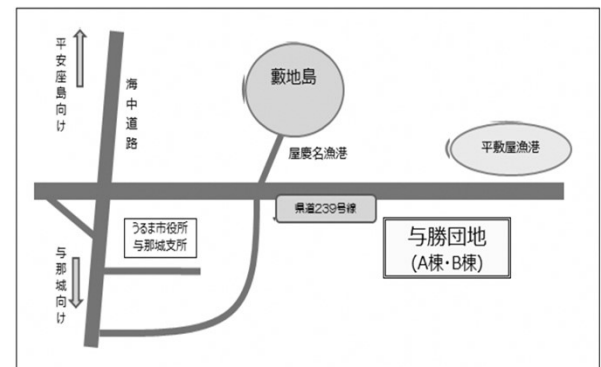
平安座団地



伊計団地



与勝団地



応募方法について

1. 「市営住宅入居申込書」は例を参考にして記入してください。
2. ハガキ①と②に住所氏名を記入し、裏面に希望団地名と間取りを記入してください。
3. 「85円切手」をハガキ①と②の2枚に貼ってください。
4. 申込みの前に記入漏れや記入の誤りがないか確認してください。
5. 「市営住宅入居申込書」とハガキ①と②の2枚を封筒に入れて
10月1日（木）～10月16日（金）までに下記へ郵送してください。
6. 郵送料金は封筒の大きさや重さによって異なりますので、郵送の際は郵便局窓口にて行うことをお勧めします。

※最優遇申込者及び優遇申込者は該当する証明書を添付してください。
（添付されていない場合は、一般申込み扱いとします。）

提出先

〒904-0203

嘉手納町嘉手納56-1 クレストビル1階

株式会社レキオス 公営住宅課

お問合せ

株式会社レキオス 公営住宅課

098-943-0309

このしおりをひと通りお読み頂いた
後で、手元に置いてお電話ください

申込書のマイナンバー利用について

個人番号（マイナンバー）の提供について

個人番号（マイナンバー）を行政手続きの際に提供することで、情報連携（※）により従来は申込者が提出していた添付書類の情報をうるま市が取得し、申込者は添付書類の提出を省略することが可能です。

なお、市営住宅申込書に個人番号の記載または同意欄の☑が無い場合は、従来どおり必要な添付書類を申込者が提出いただく必要があります。

※情報連携とは・・・他の行政機関や他の部署から専用のネットワークシステムを用いて情報を取得し、行政手続きの際に一部の添付書類の提出を省略可能とするための仕組みです。

市営住宅申込書への個人番号の記載について

市営住宅申込書の「※1 申込者の個人番号」、「※2, ※3 市営住宅に入居しようとする者の個人番号」については、次の内容をご確認ください。

※1 市営住宅申込書の「申込者」欄に個人番号を記載した場合

- ①窓口で市営住宅申込書を提出する場合 ⇒ 下記の書類を持参ください
- ②郵送で市営住宅申込書を提出する場合 ⇒ 下記の書類のコピーを同封ください

番号確認類(いずれか1つ)
(申込者の個人番号を確認できる書類)
・個人番号カードの裏面
・通知カード
・住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (個人番号の記載があるものに限りです。)
等のうちのいずれか1つ

+

身元確認書類 (いずれか1つ)
(記載した個人番号の持ち主であることを確認できる顔写真付きの書類(身分証明書))
●個人番号カードの表面
●運転免許証
●パスポート ●在留カード
等のうちのいずれか1つ

申込書のマイナンバー利用について(続き)

※2・※3 市営住宅申込書の「市営住宅に入居しようとする者」の個人番号について

- ① 個人番号を記載した場合は、情報連携同意欄の ☒ の有無に関わらず、添付書類の情報を情報連携によりうるま市が取得しますので、申込者からの添付書類（④）の提出は不要です。
- ② 個人番号通知カード等の紛失により、個人番号がわからないが添付書類の省略を希望する場合は、個人番号は記載せずに情報連携同意欄に ☒ してください。うるま市が個人番号を取得し情報連携により添付書類の情報を取得しますので、申込者からの添付書類（④）の提出は不要です。
- ③ 個人番号の記載、情報連携同意欄の ☒ のいずれもない場合は、情報連携により添付書類の情報を省略することができませんので、必要な添付書類を申込者が窓口へ郵送してください。
- ④ 不要となる添付書類は所得証明書（所得証明書の情報連携を希望する場合は、裏面の同意書も併せて記載ください）・住民票・障がい手帳・療育手帳・生活保護受給証明書に記載されている情報です。それ以外に必要な添付書類がある場合は、申請者が提出いただく必要があります。

市営住宅入居申込書の記入例

(表)

様式第1号(第2条関係)

希望団地	〇〇団地	間取り	〇LDK	種別	公営住宅・改良住宅	受付番号	
------	------	-----	------	----	-----------	------	--

希望団地と間取りを記入ください

次のとおり市営住宅の申込みをします。なお、申込書に虚偽の記載があるときは、無効とされても異議を申し立てません。

◎申込者が個人番号を記載した場合は、本人確認書類
◎添付書類(所得証明書等)を紙面で提出する場合は、

※1・※2・※3の詳細は「空家待ち募集のしおり」24・25ページをご確認ください。

マイナンバーを利用する方のみ個人番号を記入ください

現住所	うるま市みどり町1-2-3 うるまアパート101号室 (電話 098-989-3456)	勤務先	所在地 うるま市みどり町1-1-1 名称 うるま市役所 (電話 098-989-3619)
-----	---	-----	---

該当する世帯に○をしてください。

・一般申込

・優遇申込 (母子・父子、障がい者、生活保護、高齢者、公共立退き、引揚者、ハンセン病、多子世帯)

・最優遇申込 (詳細は、「空家待ち募集のしおり」を参照)

続柄	氏名	個人番号
----	----	------

本人	うるま たろう	
	うるま 太郎	

マイナンバーを利用する方のみ個人番号の記入および
情報連携同意欄へ☑をお願いします

生年月日: S57・8・9 (39歳)	情報連携同意欄: ☐ 障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 生活保護受給証明書
---------------------	--

職業・学校: 会社員	
------------	--

妻	うるま はなこ	
	うるま 花子	

生年月日: S58・8・10 (38歳)	情報連携同意欄: ☐ 所得証明書(裏面参照) ☐ 住民票
----------------------	--

職業・学校: 主婦	☐ 障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 生活保護受給証明書
-----------	---

長男	うるま いちろう	
	うるま 一郎	

生年月日: H23・8・11 (10歳)	情報連携同意欄: ☐ 所得証明書(裏面参照) ☐ 住民票
----------------------	--

職業・学校: ○〇小学校	☐ 障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 生活保護受給証明書
--------------	---

※2	生年月日: ・ ・ (歳)	情報連携同意欄: ☐ 所得証明書(裏面参照) ☐ 住民票
----	----------------	--

※3	職業・学校:	☐ 障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 生活保護受給証明書
----	--------	---

ここに記載の無い方は同居できません

個人番号・情報連携同意欄について

○添付書類(所得証明書等)を紙面で提出する場合は、個人番号の記載は必要ありません。

○提出を省略したい場合は、省略したい添付書類に☑をお願いします。例えば、住民票を添付書類で提出する必要があるが、提出を省略したい場合は、「☑住民票」とチェックしてください。

※1 所得証明書を☑チェックされた方は、裏面の同意書の提出が必要です。

市営住宅入居申込書の記入例

(裏)

・最優遇申込者で個人番号（マイナンバー）を利用する方のみ記載

同意書

下記の者は、うるま市長が公営住宅法第25条に基づく事務手続を処理するために限って、該当年度の地方税関係情報について取得することに同意します。

なお、書面の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

同意者	フリガナ	
	氏名	同意者欄は、最優遇申込み者で個人番号を利用する場合、記入ください
	生年月日	
	住所	

現状を○で囲んでください

住宅 困窮 の 現 状	1 現在市営住宅に入居している。	倉庫	事務所	その他
	2 保安上危険又は衛生上有害な住宅に居住している。	老朽住宅	仮設住宅	その他
	3 他の世帯と同居していて生活上著しく不便である、現在の間取りと世帯員との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態である。	便所(専用・共用)炊事(専用・共用) 部屋数 間 畳 借家・間借・下宿・寮・その他		
	4 同居しようとする親族があるが分散して生活している。	別居親族と別居先		
	5 正当な立退要求を受けているが立退先がない。	立退要求を受けていることを証する書類		
	6 勤務場所から著しく遠隔地に居住している。	片道所要時間	時間	分
	7 毎月の収入に比較して現在の家賃は著しく過重である。	家賃	55,000	円
	8 婚約中であるが住宅がないため結婚できない。	婚約中であることを証する書類		
	9 高齢者、障害者、被災者等である。	その旨を証する書類		
	10 居住の公営住宅が建替又は用途廃止される。	県営住宅の場合は、県知事の証明書		
	11 その他			

現住所付近の見取図



現在居住している住宅の平面図 (間取り及び畳数を表示すること。)

玄関	リビング		和室
洋間	台所兼 食堂		トイレ
			浴室

登 録		照 合		確 認	
--------	--	--------	--	--------	--